

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

24時間
いつでも
申請可能!!

来所による届出・申請は、**16時まで**の提出にご協力ください。

★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

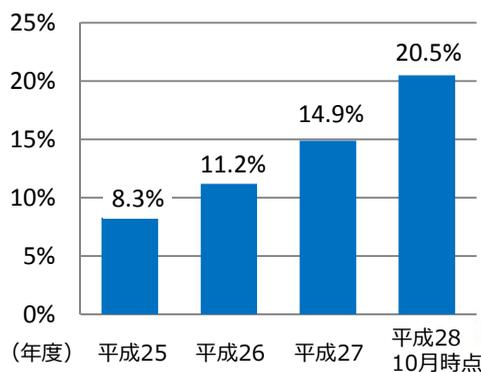
雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**来所による届出・申請**は記載内容の確認に時間がかかることもありますので、可能な限り**16時まで**に提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

※16時以降は、電子申請分や預かり・郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口業務の体制を縮小することがあります。

資格取得届の電子申請利用率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

◇ 個人情報の持ち運びが不要！ 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、**時間とコストをかけずに申請できます！**

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号：050-3786-2225 / F A X：050-3786-2226

e-Gov お問合せフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

<参考マニュアル> ・オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
・雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
・e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。

電子申請をご検討されている事業主の皆さまへ

『雇用保険電子申請アドバイザー』をご利用ください

都内7か所のハローワークには、「雇用保険電子申請相談コーナー」が設置され、社会保険労務士資格を持った専門のアドバイザー(「雇用保険電子申請アドバイザー」)が、電子申請に関する相談を承っています。また、事業所に訪問させていただき、電子申請利用のためのパソコンの環境設定支援や電子申請  の体験入力(デモンストレーション)も行っております。

●雇用保険電子申請アドバイザー配置日

配置安定所名	管轄安定所	月	火	水	木	金
飯田橋所	飯田橋所・上野所	○	○	○	○	○
品川所	品川所・大森所	○	○	○	○	○
渋谷所	渋谷所・三鷹所	○	○		○	○
新宿所	新宿所・町田所 府中所	○	○		○	○
池袋所	池袋所・王子所 足立所	○	○		○	○
木場所	木場所・墨田所	○	○		○	○
立川所	立川所・八王子所 青梅所	○				○

※アドバイザー配置安定所以外の事業所にも管轄担当のアドバイザーが訪問し、ご相談させていただきます。まずは下記事項をご記載の上、本票をそのままFAX送付してください。後日アドバイザーよりご連絡させていただきます。

企業名					
所在地					
連絡先	電話		適用事業所番号		
ご担当者	部署名		氏名		
※備考(相談内容など)					

東京労働局
雇用保険電子申請事務センター
FAX (03) 3473-8040